

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進

本計画の推進にあたっては、市民一人ひとりが自身の健康に関心をもち、健康づくりに取り組んでいけるよう、計画の周知を図るとともに、行政や地域の関係団体・機関が相互に連携・協力し、市民の取り組みを支援します。

2. 各主体の役割

(1) 市民・家庭の役割

いつまでも心身ともに健康で快適に過ごすためには、一人ひとりが健康づくりに取り組むことが大切です。市民は健康づくりに関する正しい知識をもち、自分にできることから実践します。

また、家庭は生涯を通じて個人の健康を支える重要な基盤であり、憩いと安らぎの場です。心身ともに健康であるために、家族全員で健康的な生活習慣を身につけることが必要です。

(2) 地域の役割

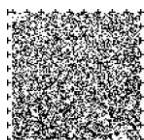
地域では、様々な地域の団体や自治会等が連携し、健康づくりの取り組みを積極的に行い、市民一人ひとりの健康づくりを支援することが必要です。

(3) 保健・医療機関の役割

保健・医療機関は、市民の健康づくりを支えるため、専門的な立場から病気の予防、健康づくりに関する知識の提供等を行うことが必要です。

(4) 職場（企業・事業所）の役割

職場は、働く人にとって青年期以降の多くの時間を過ごす場であり、健康に大きな影響を及ぼす場です。そのため、職場全体で就労者の心身の健康確保や就労環境の整備等の健康づくりを推進することが必要です。



（５）保育所、幼稚園、学校の役割

保育所や幼稚園、学校は、子どもが心身ともに大きく成長する時期に多くの時間を過ごす場です。そのため、家庭や地域と連携して、子ども自身が将来にわたって心身の健康を管理し、保持・増進していけるように、健康づくりに関する教育を充実させていく必要があります。

（６）行政の役割

行政は、市民の健康づくりを支援していくため、各取り組みを推進するとともに、地域の各関係機関と連携し、健康づくりのための環境整備を図ることが必要です。また、本計画を広く周知し、市民が意欲的に健康づくりに取り組めるよう啓発等に努めます。

3. 計画の評価

本計画については、年度ごとに事業の進捗管理を行い、計画の推進に努めます。また、計画の最終年度である2023年度に最終評価を行います。

